

地域子育て支援拠点事業実施施設等におけるブックスタート実施要領

1 趣旨

絵本の読み聞かせは、豊かな親子関係を築き、育児不安解消の一助となるとともに、子どもの情緒面での発育を支援するものである。

この絵本の読み聞かせが子育て家庭に定着するよう、大阪市、地域子育て支援拠点事業実施施設等、ボランティアが協力して、子育て家庭に絵本を開く体験の提供(以下「ブックスタート」という)に取り組むことにより、子育ての不安感の軽減、子どもの健やかな育ちを促進し、地域の子育て力の向上を図る。

2 実施担当部局

こども青少年局子育て支援部管理課（以下「管理課」という）

3 実施対象者

3ヶ月児健診対象者

4 実施内容

地域子育て支援拠点事業実施施設等において、3ヶ月児健診対象者に絵本を配付するとともに、絵本の読み聞かせの趣旨・方法、絵本の選び方について講話し、対象者に絵本の読み聞かせの体験の機会を提供する。

5 実施場所

地域子育て支援拠点事業実施施設等(以下「実施施設」という)

6 実施方法

- (1) 実施施設は、指定された日までにブックスタートの実施日時を決定し、管理課に連絡する。
- (2) 管理課または管理課から委託を受けた事業者は「引換券」を作成し、区保健福祉センター保健業務担当等に送付する。
- (3) 区保健福祉センター保健業務担当等は、3ヶ月児健診の案内を送付する際、引換券を同封する。3ヶ月児健診の際に、保健師等がブックスタートについて案内する。
- (4) 対象者は、希望する実施施設に事前に予約し、実施施設においては、「予約受付簿」(様式1)に記入して予約を受け付ける。

- (5) 対象者は、引換券に必要事項を記入して、実施日に実施施設に行く。
- (6) 実施施設スタッフがスタートパック(絵本、図書館利用案内、絵本リスト等をバッグにセットしたもの)を準備し、引換券を受領し、スタートパックを手渡す。
- (7) 実施施設スタッフ(市立図書館との調整により、司書等による実施が可能な場合は、市立図書館の司書等)が絵本の楽しみ方、選び方、読み聞かせのポイントについて話し、その後、個別の読み聞かせを実施する。

7 実施状況の報告

実施施設は、回収した引換券と配付した絵本の冊数に間違いがないかを実施日ごとに確認し、毎月の実施状況について「絵本受払い簿」(様式2)にもれなく記入し、翌月10日までに管理課あて提出する。回収した引換券及び予約受付簿については、実施施設にて実施日ごとに分けて保管する。

8 ボランティア

実施施設は、市立図書館で養成された読書支援活動ボランティア、または区社会福祉協議会等で養成された読み聞かせボランティアにブックスタートの実施への協力を依頼することができる。

9 絵本の選定

配付する絵本の変更が必要な場合、図書館司書、実施施設代表者、ボランティア代表者、大阪市職員から構成される選定会議において、配付する絵本を選定することができる。

10 その他留意事項

管理課は全市的な広報媒体を活用して、ブックスタートの広報に努め、実施施設及び市立図書館は相互に協力して、「子育て支援情報提供企画事業」などを活用した区内における広報に努める。

また、区において本実施要領によらず事業を独自に実施する場合は、管理課と事前協議の上、別途要領を区独自に定めること。

11 実施時期

平成22年6月1日から実施する。ただし、地域子育て支援拠点事業実施施設における絵本の配付は平成22年8月からとする。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。